

知事コメント

(抗告訴訟の判決を受けて)

埋立変更不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決が違法無効であるとして、沖縄県が提起した抗告訴訟について、福岡高等裁判所那覇支部は、本日、沖縄県の訴えを退ける判決を言い渡しました。

沖縄県は、控訴審において、法定受託事務は地方公共団体が自ら責任を持って行う事務であり、それを取り消す国の裁決に重大な問題があっても、都道府県は、一切、司法の判断を求めることができないとすることは、憲法が定める地方自治の本旨と相容れず、到底容認できるものではないことを訴えてまいりました。

今回の抗告訴訟において、福岡高等裁判所那覇支部は、第一審の那覇地方裁判所判決と同様に、令和4年12月の最高裁判所判決の判断枠組みを引用して、県は今回の抗告訴訟を提起する適格を有しないと、県の主張を退けました。

裁判所には、憲法の保障する地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を期待していただけに、極めて残念であります。

沖縄県としましては、判決内容を踏まえ、今後の対応について検討してまいります。

令和6年9月2日

沖縄県知事 玉城 デニー